

○無線設備規則の一部を改正する省令案 新旧対照表

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正箇所）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 略〕</p> <p>第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件</p> <p>〔第一節～第四節の三十一 略〕</p> <p>第四節の三十二 九二〇kHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備（第四十九条の三十四）</p> <p>〔第五節～第九節 略〕</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 法第四条第一項第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 デジタルコードレス電話の無線局については、次に掲げる機能</p> <p>イ 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五kHz以上一、九〇五・九五kHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五kHz及び一、八九三・六五kHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及び時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六kHz以上一、九〇四・二五六kHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六kHz及び一、八九五・六一六kHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>〔第一章～第三章 同上〕</p> <p>第四章 〔同上〕</p> <p>〔第一節～第四節の三十一 同上〕</p> <p>〔第五節～第九節 同上〕</p> <p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九三・六五kHz以上一、九〇五・九五kHz以下の周波数の電波であつて、一、八九三・六五kHz及び一、八九三・六五kHzに三〇〇kHzの整数倍を加えたものを使用するもの（その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHz以下のものに限る。）をいう。以下同じ。）、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局（施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・六一六kHz以上一、九〇二・五二八kHz以下の周波数の電波であつて、一、八九五・六一六kHz及び一、八九五・六一六kHzに一、七二八kHzの整数倍を加えたものを使用するものをいう。以下同じ。）及</p>

う。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

ロ 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局(施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九七・四MHz、一、八九九・二MHz及び一、九〇一MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものに限る。)並びに一、八九九・一MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものに限る。)をいう。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第一号又は第三号に規定する機能

〔四 略〕

〔五 略〕

〔イ 略〕

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号又は第四号に規定する機能

〔六〜十一 略〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〜六 略〕	〔略〕	〔略〕
七次に掲げる送信設備	二〇	八〇

び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局(施行規則第六条第四項第五号に規定する無線局のうち、一、八九五・七五MHz、一、八九八・一五MHz、一、九〇〇・五五MHz及び一、九〇二・九五MHzの周波数の電波を使用するもの(その無線設備の占有周波数帯幅が二八八kHzを超え二、四〇〇kHz以下のものに限る。)をいう。以下同じ。)については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

〔四 同上〕

〔五 同上〕

〔イ 同上〕

ロ 電気通信回線に接続しない場合にあつては、施行規則第六条の二第三号若しくは第四号に規定する機能

〔六〜十一 同上〕

(空中線電力の許容偏差)

第十四条 〔同上〕

送信設備	許容偏差	
	上限(パーセント)	下限(パーセント)
〔一〜六 同上〕	〔同上〕	〔同上〕
七次に掲げる送信設備	二〇	八〇

〔イ〕(五) 略		
(六) 九二〇・五 MHz 以上 九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備		
〔ロ〕 略		
〔八〕十八 略	〔略〕	〔略〕

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以下この項及び次項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数

〔イ〕(五) 同上		
(六) 九二〇・五 MHz 以上 九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の送信設備		
〔ロ〕 同上		
〔八〕十八 同上	〔同上〕	〔同上〕

(人体における比吸収率の許容値)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットGSPS型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局の無線設備（以下この項及び次項において「対象無線設備」という。）は、対象無線設備から発射される電波（対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備（総務大臣が別に告示するものに限る。）から同時に複数の電波（以下この項及び次項において「複数電波」という。）を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波）の人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率（電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任

電波)の人体(頭部及び両手を除く。)における比吸収率(電磁界にさらされたことによつて任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

〔一・二 略〕

〔2〜3 略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

〔2〜14 略〕

- 15 九一六・七 MHz 以上九二〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局又は九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値をいう。以下同じ。)を毎キログラム当たり二ワット(四肢にあつては、毎キログラム当たり四ワット)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

〔一・二 同上〕

〔2〜3 同上〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 〔同上〕

〔2〜14 同上〕

- 15 九一六・七 MHz 以上九二〇・九 MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局若しくは九二〇・五 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局又は九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号ハにおいて同じ。)から発射された電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一 略〕

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する 陸上移動局 の受信装置

〔表 略〕

〔三 略〕

〔16 ～ 24 略〕

25 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
<u>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</u>	<u>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が二ナノワット以下の値</u>
<u>一、〇〇〇MHz以上一・七五GHz未満</u>	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

〔26 ～ 29 略〕

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 同上〕

二 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する 簡易無線局 の受信装置

〔同上〕

〔三 同上〕

〔16 ～ 24 同上〕

25 〔同上〕

周波数帯	副次的に発する電波の限度
<u>九kHz以上一五〇kHz未満</u>	<u>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</u>
<u>一五〇kHz以上三〇MHz未満</u>	<u>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</u>
<u>三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満</u>	<u>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が四ナノワット以下の値</u>
<u>一、〇〇〇MHz以上六GHz未満</u>	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が二〇ナノワット以下の値

〔26 ～ 29 略〕

(時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の二 〔同上〕

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。）をいう。以下同じ。）への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機とデジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するものをいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多重方式を使用する時分割複信方式、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機から時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、時分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割多重方式における多重する数、時分割多元接続方式における一の搬送波当たりのチャンネルの数及び時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

〔ハ〕ホ 略〕

二 送信設備の条件

〔イ〕ハ 略〕

二 空中線電力は、二四〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に二四〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

ベ 空中線電力が必要最小限となるように自動的に制御する機能を有するものにあつては、通信の相手方である時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局からの電波の受信電力を測定することによつて、空中線電力の制御を行うものであること。

2 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一 略〕

〔号を削る。〕

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔ハ〕ホ 同上〕

二 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

二 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が一〇ミリワット以下であること。

ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

〔号の細分を加える。〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 同時使用可能な最大チャンネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

(時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備)

第四十九条の八の二の三 〔同上〕

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として同一の構内において固定して使用されるもの）をいう。以下同じ。）から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のものをいう。以下同じ。）への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

一 一般的条件

イ 通信方式は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、主として固定して使用されるもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。））をいう。以下同じ。）から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局のうち、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機以外のもの（無線通信を中継する機能を備えるものを除く。））をいう。以下同じ。）への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機と時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機との間の通信を中継するもの）をいう。以下この条において同じ。）により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機から時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機への送信（時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の中継機により中継されるものを含む。）を行う場合にあつては、直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式を使用する時分割複信方式であること。ただし、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式における多重する数、直交周波数分割多元接続方式と

ロ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

〔ハ 略〕

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、自動的にその発射を停止すること。

〔ホ 略〕

二 送信設備の条件

イ 変調方式は、次の条件に適合するものであること。

(1) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機にあつては、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調又は六四値直交振幅変調

〔ロ 略〕

時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式又はシングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式における一の搬送波当たりのチャネルの数及び直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する時分割複信方式におけるフレーム構成は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

ロ 一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないこと。ただし、電源設備、送話器、受話器その他総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

〔ハ 同上〕

ニ 電波の発射が無線設備の故障により継続的に行われるときは、その時間が六〇秒になる前に、自動的にその発射を停止すること。

〔ホ 同上〕

二 送信設備の条件

イ 〔同上〕

(1) 直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する場合及び直交周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二相位相変調、四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) シングルキャリア周波数分割多元接続方式と時分割多元接続方式を組み合わせた接続方式の場合は、二分のπシフト二相位相変調、四分のπシフト四相位相変調、八相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

〔ロ 同上〕

〔号の細分を削る。〕

- ハ 空中線電力は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機にあつては、占有周波数帯幅の許容値が一、四〇〇kHzのものは一〇〇ミリワット以下、占有周波数帯幅の許容値が五、〇〇〇kHzのものは二〇〇ミリワット以下、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機にあつては一〇〇ミリワット以下であること。
- ニ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線にハの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- ホ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する識別符号を記憶しなければ電波の発射を行わないものであつて、かつ、当該識別符号を送信し、又は受信することにより通信の接続を行うものであること。

〔項を削る。〕

- ハ 変調信号は、パルスにより構成されるものであり、その送信速度は、別に総務大臣が告示するところによるものであること。
- ニ 空中線電力は、一チャンネル当たりの平均電力が一〇ミリワット以下であること。

- ホ 空中線は、その絶対利得が四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得四デシベルの空中線に一〇ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。
- 〔号の細分を加える。〕

- 2 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機の無線設備は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。
 - 一 送信する電波の周波数は、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の電波を受信することによつて、自動的に選択されること（次号の無線通信を行う場合を除く。）
 - 二 二以上の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（同一の時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機の識別符号を記憶しているものに限る。）相互間で行われる無線通信であつて、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタル

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〜五 略〕

六 九一六・七 MHz 以上九二三・五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの
(移動体識別用のものに限る。)

〔イ 略〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が 二七デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。) を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、二七デシベル 以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が 九一六・八 MHz 以上九一三・四 MHz 以下の周波数のうち九一六・八 MHz、九一八 MHz 若しくは九一九・二 MHz 又は九二〇・四 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたものであ

コードレス電話の親機を介さない無線通信を行う場合は、次の条件に適合するものであること。ただし、総務大臣が別に告示するものについては、この限りでない。

イ 一、八九五・七五 MHz の周波数の電波を使用すること。

ロ 通話時間は、最大三〇分であること。

ハ 通話終了後、当該通話に要した時間の九十分の一以上(最低二秒とする。)電波の発射を停止するものであること。

ニ 同時使用可能な最大チャネル数は、総務大臣が別に告示するところによるものであること。

(特定小電力無線局の無線設備)

第四十九条の十四 〔同上〕

〔一〜五 同上〕

六 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が 絶対利得三デシベルの空中線に〇・二五ワットの空中線電力を加えたときの値 以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が 九一六・八 MHz 以上九一三・四 MHz 以下の周波数のうち九一六・八 MHz、九一八 MHz 若しくは九一九・二 MHz 又は九二〇・四 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたもの

つて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

〔ニ 略〕

ホ 無線チャンネルの両端における電力は、四デシベル以下であること。

〔へ・ト 略〕

七 九二〇・五MHz以上九二八・一MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前号に規定するものを除く。)

〔イ 略〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が一六デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。)を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、一六デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。ホにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

〔ニ・ホ 略〕

八 九二五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するもの(前二号に規定するものを除く。)

〔イ 略〕

であつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。へ及び別表第三号24(2)において同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

〔ニ 同上〕

ホ 無線チャンネルの両端における電力は、四デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。へ並びに第六号及び第七号において同じ。)以下であること。

〔へ・ト 同上〕

七 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル(中心周波数が九二〇・六MHz以上九二八MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルをいう。ホにおいて同じ。)を使用するもの(同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。)であること。

〔ニ・ホ 同上〕

八 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合は、その超えた分を送信空中線の利得で減するものとし、三デシベル以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャンネルをいう。ホ並びに別表第一号注34(2)及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。）であること。

〔ニ・ホ 略〕

〔九〇十三 略〕

第四節の三十二 九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

（九二〇MHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備）

第四十九条の三十四 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。
- 二 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に〇・〇〇一ワット以下の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャンネルは、単位チャンネル（中心周波数が、九一六MHz以上九二八MHz以下の周波数にあつては、九一六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が二〇〇kHzのチャンネルを、九二八・一五MHz以上九二九・六五MHz以下の周波数にあつては、九二八・一五MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて帯域幅が一〇〇kHzのチャンネルをいう。ホ及び別表第三号25において同じ。）を使用するもの（同時使用可能な最大チャンネル数は、五とする。）であること。

〔ニ・ホ 同上〕

〔九〇十三 同上〕

〔一節一条を加える。〕

- 三 空中線電力は、二五〇ミリワット以下であること。
- 四 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下第七号において同じ。）以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。
- 五 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が九二〇・六MHz以上九二三・四MHz以下の周波数のうち九二〇・六MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇kHzのチャネルをいう。第七号並びに別表第一号注34(6)、同注35、別表第二号第56及び別表第三号24(3)において同じ。）を一又は二以上同時に使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。
- 六 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。
- 七 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、（一）五デシベル以下であること。

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 〔一〜四 略〕
- 〔号を削る。〕

（簡易無線局の無線設備）

第五十四条 〔同上〕

- 〔一〜四 同上〕

- 五 九二〇・五MHz以上九二三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの
 - イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。
 - ロ 送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの送信空中線に〇・二五ワッ

五 [略]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数等	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き, 百万分率)
[1~6 略]	[略]	[略]
7 470MHz を超え	[1~6 略]	[略]

トの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル（中心周波数が、九二〇・六 MHz 以上九二三・四 MHz 以下の周波数のうち九二〇・六 MHz に二〇〇 kHz の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇 kHz のチャネルをいう。ホ並びに別表第二号第 56 及び別表第三号 24 (3) において同じ。）を一又は二以上同時に使用するもの（同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。）であること。

ニ 総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

ホ 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接チャネル漏えい電力は、(一) 五デシベル以下であること。

六 [同上]

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数等	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又は kHz を付したものを除き, 百万分率)
[1~6 同左]	[同左]	[同左]
7 470MHz を超え	[1~6 同左]	[同左]

2,450MHz 以下	7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局 [8～13 略]	<u>0.25</u> [略]
-------------	--	--------------------

[注 1～33 略]

34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯によることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。

[(1) 略]

(2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、401MHz を超え 406MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、915.9MHz 以上 929.7MHz 以下 (一の単位チャンネルを使用するものに限る。)、2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、60GHz を超え 61GHz 以下、76GHz を超え 77GHz 以下又は 77GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

[(3)～(5) 略]

(6) 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備 (一の単位チャンネルを使用するものに限る。)

35 916.7MHz 以上 920.9MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する 陸上移動局 (一の単位チャンネルを使用するものは、注 34(6)によることができる。)

2,450MHz 以下	7 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局 [8～13 同左]	<u>3</u> [同左]
-------------	---	------------------

[注 1～33 同左]

34 [同左]

[(1) 同左]

(2) 312MHz を超え 315.25MHz 以下、401MHz を超え 406MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下、2,400MHz 以上 2,483.5MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、60GHz を超え 61GHz 以下、76GHz を超え 77GHz 以下又は 77GHz を超え 81GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備

[(3)～(5) 同左]

[注の細分を加える。]

35 916.7MHz 以上 920.9MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及び 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する 簡易無線局 の無線設備 20(10⁻⁶)

の無線設備 20(10⁻⁶)

[36～57 略]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第55 略]

第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する 陸上移動局 の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200kHzとする。

注 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

[第57～第58 略]

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1,897.4MHz、1,899.2MHz又は1,901MHzの周波数の電波を使用するもの

1,400kHz

1,899.1MHzの周波数の電波を使用するもの

5,000kHz

[第60～第72 略]

別表第三号（第7条関係）

[1～23 略]

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する 陸上移動局 の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値

[36～57 同左]

別表第二号（第6条関係）

[第1～第55 同左]

第56 920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する 簡易無線局 の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200kHzとする。

注 nは、一の無線チャンネルとして同時に使用する単位チャンネルの数とする。

[第57～第58 同左]

第59 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、2,400kHzとする。

[第60～第72 同左]

別表第三号（第7条関係）

[1～23 同左]

24 916.7MHz以上920.9MHz以下の周波数の電波を使用する構内無線局、916.7MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する移動体識別用の特定小電力無線局又は920.5MHz以上923.5MHz以下の周波数の電波を使用する 簡易無線局 の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値

にかかわらず、次のとおりとする。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する 陸上移動局

〔表 略〕

〔注 略〕

[25～50 略]

51 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)並びに 18 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域 ((3)に掲げる周波数帯を除く。)における不要発射の強度の許容値

任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1 mWを 0 dB とする。以下この 51において同じ。)以下の値

〔(2)・(3) 略〕

52 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 (1) 及び(2)並びに 18 に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1 mWを 0 dB とする。以下この 52において同じ。)以下の値

(2) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値

ア 占有周波数帯幅の許容値が 1,400kHz のもの

(ア) 中心周波数からの離調が 0.7MHz を超え 1.7MHz 以下の周波数帯においては、任意の 30kHz の帯域幅における平均電力が -13.7dB 以下の値

にかかわらず、次のとおりとする。

〔(1)・(2) 同左〕

(3) 920.5MHz 以上 923.5MHz 以下の周波数の電波を使用する 簡易無線局

〔同左〕

〔注 略〕

[25～50 同左]

51 〔同左〕

(1) 〔同左〕

任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1 mWを 0 dB とする。以下この 50において同じ。)以下の値

〔(2)・(3) 同左〕

52 〔同左〕

(1) 〔同左〕

任意の 1MHz の帯域幅における平均電力が -36dB (1 mWを 0 dB とする。以下この 51において同じ。)以下の値

(2) 〔同左〕

ア 中心周波数からの離調が 1.7MHz を超え 2.5MHz 以下の周波数帯においては、800kHz の帯域幅における平均電力が -9.8dB 以下の値

(イ) 中心周波数からの離調が 1.7MHz を超え 3.2MHz 以下の周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -10dB 以下の値

(ウ) 中心周波数からの離調が 3.2MHz を超える周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -25dB 以下の値

(エ) (ア) から (ウ) の規定にかかわらず、1,895.04MHz を超え 1,896.192MHz 以下及び 1,901.952MHz を超え 1,903.104MHz 以下の周波数帯においては、1.152MHz の帯域幅における平均電力が -12dB 以下の値

イ 占有周波数帯幅の許容値が 5,000kHz のもの

(ア) 中心周波数からの離調が 2.5MHz を超え 3.5MHz 以下の周波数帯においては、任意の 30kHz の帯域幅における平均電力が -15dB 以下の値

(イ) 中心周波数からの離調が 3.5MHz を超え 6.1MHz 以下の周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -10dB 以下の値

(ウ) 中心周波数からの離調が 6.1MHz を超え 7.3MHz 以下の周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が親機にあつては -29dB 以下、子機にあつては -13dB 以下の値

(エ) 中心周波数からの離調が 7.3MHz を超える周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が親機にあつては -36dB 以下、子機にあつては -25dB 以下の値

(オ) (ア) から (エ) の規定にかかわらず、1,895.04MHz を超え 1,896.192MHz 以下及び 1,901.952MHz を超え 1,903.104MHz 以下の周波数帯においては、1.152MHz の帯域幅における平均電力が -12dB 以

イ 中心周波数からの離調が 2.5MHz を超え 3.8MHz 以下の周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -29dB 以下の値

ウ 中心周波数からの離調が 3.8MHz を超える周波数帯においては、任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が -36dB 以下の値

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に登録を受けているこの省令による改正前の施行規則第十六条第十号に規定する無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則第十六条第九号に規定する無線局の無線設備として登録を受けたものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に受けた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第二項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第五十四条第五号に規定する無線局の無線設備については、この省令による改正後の設備規則第四十九条の三十四に規定する条件に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。
- 4 この省令の施行の日前に受けたこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令による改正後の証明規則第二条第一項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。
- 5 この省令の施行の際現に受けている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。
- 6 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備については、平成三十年八月三十一日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。